

廃棄保留とされた行政文書の取扱いについて

1 今回報告する行政文書ファイルについて

有識者現物確認により廃棄保留と判断された文書については、保留のまま保存されている状態にあります（平成26年度第3回委員会報告分以降）。

このうち、平成26年度第3回委員会で廃棄保留とされた299冊について、令和3年11月、有識者（委員会）意見を原課へフィードバックし、今後のファイルの取扱いについて意見照会を行いました。

【原課意見照会の結果内訳】

① 対象ファイル数	299冊
② ①のうち、委員会の意見を踏まえて原課が廃棄相当としたファイル数	130冊
③ ①のうち、委員会の意見を踏まえて原課が保存期間延長としたファイル数	102冊
④ ①のうち、委員会の意見を踏まえて原課が移管希望としたファイル数	67冊

2 今後の手続

②の「廃棄相当」と回答のあった130冊については、有識者（九州大学三輪教授）へ再度意見を伺ったうえで、その結果を委員会にお示しすることとします。

③の「保存期間延長」と回答のあった102冊については、保存期間を延長することとします。

④の「移管希望」と回答のあった67冊については、熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条に該当すると判断し、歴史公文書として移管対象とします。

※②は委員会諮問事項、③④は報告事項となります。

3 令和4年度以降の作業

平成27年度以降の委員会で廃棄保留とされた文書について、順次、有識者（委員会）意見のフィードバック作業を行います。